

＊受入研究者(予定)の方へのお願い

日本学術振興会外国人研究者招へい事業(外国人特別研究員(サマー・プログラム)、海外対応機関推薦)にて貴殿が受入れの内諾をしている外国人研究者からこの書面を受け取られましたら、お手数ですが、この書面を御所属の機関の研究推進担当部署にお渡しいただくようお願い致します。

大学等研究機関

研究推進担当部署 事務担当者 御中

独立行政法人日本学術振興会

国際事業部 人物交流課

日本学術振興会外国人研究者招へい事業における受入研究機関の遵守事項について

標記事業(外国人特別研究員(サマー・プログラム)、海外対応機関推薦)において、貴機関に所属する研究者を受入研究者として申請することを計画している外国人研究者がいます。今後、海外対応機関において当該外国人研究者の研究計画等について所定の選考を行い、当該機関から本会への正式な推薦を経て採用となった場合、貴機関に受け入れていただくこととなります。採用予定期間(標準)は、令和9(2027)年6月14日から同年8月24日までです。

標記事業により外国人研究者を受け入れる研究機関におかれましては、標記事業の公募の募集要項に記載の「**申請時の注意事項**」及び「**申請者(受入研究者)、候補者(招へいする外国人研究者)及び受入研究機関の義務**」を遵守していただく必要があります。

また、採用決定前の過程において、本会から貴機関宛てに当該外国人研究者の受入れの可否について確認しますが、その際、「**申請に当たって機関の長が承諾すべきこと**」(「申請者(受入研究者)、候補者(招へいする外国人研究者)及び受入研究機関の義務」内の最終項に掲載)について、承諾していただくことが必要です。

つきましては、上述の遵守事項について別添のとおりお送りしますので、事前に御確認いただき、機関として受入体制の確保を進めていただくようお願いいたします。

御多用中、恐縮ですが、御理解と御協力の程、よろしくお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ

独立行政法人日本学術振興会

国際事業部 人物交流課 交流支援係

Tel: 03-3263-4098

Email: summer@jsps.go.jp

*** Request to Prospective Host Researchers**

If you receive this document from a foreign researcher whose acceptance you have tentatively agreed to under the JSPS Invitational Fellowships for Research in Japan (Summer Program, through Nominating Authorities), we kindly ask you to forward this document to the administrative office in charge of research promotion at your institution.

To: Administrative Officers of Research Promotion Offices
Universities and Research Institutions

Overseas Fellowship Division
International Program Department
JSPS

Compliance Requirements for Host Institutions

Under the JSPS Postdoctoral Fellowships for Research in Japan, there is a foreign researcher who is planning to apply under the above-mentioned program (JSPS Postdoctoral Fellowships for Research in Japan (Summer Program) through Nominating Authorities), proposing a researcher affiliated with your institution as the Host Researcher.

The Nominating Authorities will conduct the prescribed selection process, including the evaluation of the Candidate's research plan. If the Candidate is selected following an official recommendation to JSPS, your institution will be requested to host the researcher. The principle tenure of the fellowship is from 14 June 2027 to 24 August 2027.

Host institutions accepting foreign researchers under this program are required to comply with the "Notice" and the "OBLIGATION OF APPLICANTS, CANDIDATES AND HOST INSTITUTIONS" as specified in the Application Guidelines of the JSPS International Fellowships for Research in Japan (Open Call).

In addition, prior to the selection decision, JSPS will contact your institution to confirm whether it can accept the Candidate. At that time, it is required that your institution agrees to the items listed under "Requirements for the head of the host institution before submitting applications to JSPS" (the final section of the "OBLIGATION OF APPLICANTS, CANDIDATES AND HOST INSTITUTIONS").

Accordingly, we are enclosing the above-mentioned compliance requirements. We kindly ask you to review them in advance and ensure that the necessary institutional arrangements are in place for hosting the researcher.

We appreciate your understanding and cooperation despite your busy schedule.

(Contact) Overseas Fellowship Division, JSPS
Email: summer@jsps.go.jp

(別添1)

日本学術振興会「令和 9(2027)年度 外国人研究者招へい事業 募集要項」P.2～P.6 より

https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-fellow/j-fellow_14/application_requirements/2027/2027_applicationguideline_j.pdf

申請時の注意事項

1. 申請書における不正な記載等への対応

本会は、申請書の内容に虚偽、他人の申請書からの転用、署名の無断転用その他不正な記載があると判断した場合は、審査の対象外とし、また、当該研究者が本事業に採用された後に、同様の記載が発見された場合は、採用の取消しを含む所定の措置を講じます。

2. 研究資金の不正使用等や研究活動における不正行為等に対する措置

研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）のほか、全ての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載（署名の無断転用を含む。）等が認められた場合には、審査の中止、採用決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

なお、本会の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日規程第19号）については、以下の本会ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/sochi.html>

3. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/

4. 研究倫理教育

研究活動における不正行為を未然に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において研究者倫理を向上させることが重要となっています。受入研究機関（申請者（受入研究者）の所属研究機関）において、候補者（招へいする外国人研究者）が研究倫理教育を受講できるよう配慮してください。

(参考) 研究活動における不正行為等について学ぶ教材等の例

- ・「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編)

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

- ・研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

- ・APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN)

<https://www.aprin.or.jp/>

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定) を踏まえ受入研究機関が実施する研究倫理教育)

5. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用(日本学術振興会及びその事業に関する案内の送付並びにデータの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採用された場合は、候補者(招へいする外国人研究者)の氏名、国籍、職名、研究機関名、研究課題名、採用期間、研究に従事する機関名、申請者(受入研究者)の氏名、職名及び研究報告書等を、本会のウェブサイト等において公開するほか、関係機関へ周知することがあります。

EU を含む欧州経済領域及び英国所在の研究者(以下「EEA 等在住者」という。)が含まれる場合は、GDPR (General Data Protection Regulation : 一般データ保護規則) 及び英国の一般データ保護規則に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。GDPR の詳細に関しては、以下のウェブサイト等を参考にしてください。

個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/>

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_210628/

6. 生成 AI の利用

申請書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で申請者の責任において判断してください。

7. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が

指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月２７日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

8. 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※１）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、我が国の法令・指針・通達等並びに安全保障貿易管理に関して所属機関が定める規則等の遵守に加え、国際共同研究を行う相手国及び研究を実施する国・地域・研究機関における同様の法令・指針・通達並びに規則等の把握・理解に努めてください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

（※１）現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の２つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※２）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術

支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

(※2) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、研究開始(契約締結日)までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

(※3) 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を参照してください(国際情勢等を踏まえ規制が変化していることがあります。)

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>

- ・外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

9. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、受入研究機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、下記を参照してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

10. 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」という。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3 R の原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いします。

- ・研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

11. 入国前結核スクリーニングの実施

対象国から日本に入国・中長期間在留しようとする者に対して、入国前に指定健診医療機関において胸部レントゲン検査等を受け、結核を発病していないことを証明する資料の提出を求める「入国前結核スクリーニング」について、令和 7 年 3 月以降に準備の整った対象国から、指定健診医療機関における健診受付及び在留資格認定証明書交付申請時又は査証申請時における結核非発病証明書の提出義務付けが順次開始されています。原則として、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー及び中国（※ 1）の国籍を有し、中長期間在留者（再入国許可を有する者を除く）（※ 2）並びに特定活動告示第 53 号及び同第 54 号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）としてわが国に入国・在留しようとする者が対象です。

(※1) 令和8年4月時点において、インドネシア、ミャンマー、中国については現在調整が行われており、開始時期は未定です。

(※2) 「中長期在留者」とは、出入国管理及び難民認定法第19条の3に定める者（本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④①から③までに準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者）をいいます。

制度の詳細は下記の厚生労働省の特設サイトに公開されています。

<https://jpets.mhlw.go.jp/jp/>

12. 採用予定数・支給経費

各プログラムの採用予定数や支給経費の額等は、予算等の事情により変更することがあります。

13. 採用内定後の義務及び必要な手続き等

候補者（招へいする外国人研究者）、申請者（受入研究者）及び受入研究機関の義務や行うべき手続き、遵守すべきルール（採用期間中の一時出国の条件や調査研究費の使用等）等は、「諸手続の手引」でご確認ください。「諸手続の手引」は下記で公開しています。

外国人特別研究員

https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-fellow_14/09_tebiki.html

外国人特別研究員（サマー・プログラム）

<https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-summer/saiyougo.html>

外国人招へい研究者

<https://www.jsps.go.jp/j-inv/tebiki.html>

14. よくある質問と回答

本事業のFAQを下記で公開していますので、申請や採用後の手続きについて不明な点があればご確認ください。

外国人特別研究員

<https://www.jsps.go.jp/j-fellow/faq.html>

外国人招へい研究者

<https://www.jsps.go.jp/j-inv/faq.html>

サマー・プログラム

https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-fellow_summer2026/FAQ/japanese_faq.pdf

(別添2)

日本学術振興会「令和 9(2027)年度 外国人研究者招へい事業 募集要項」P.11～P.12より

https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-fellow/j-fellow_14/application_requirements/2027/2027_applicationguideline_j.pdf

申請者（受入研究者）、候補者（招へいする外国人研究者）及び受入研究機関の義務

申請者（受入研究者）、候補者（招へいする外国人研究者）及び受入研究機関は、以下の（1）～（10）に留意の上、申請及び採用後の手続きを行ってください。採用後は採用されたプログラムに対応する「諸手続の手引」の記載事項を遵守してください。記載事項を遵守しなかった場合、採用の取消し、支給経費の停止（国際航空券の支給停止を含む。）、特別研究員奨励費等の研究費（【P】）を含む支給済みの経費の返還要求を含む、所定の措置を講ずることとします。

- （1）申請者（受入研究者）は、候補者（招へいする外国人研究者）の来日（採用期間開始）後の円滑な研究遂行を可能にするため、受入体制（研究室での受入条件、受入れにあたっての身分等）を十分告知し、その合意を得た上で申請すること。
- （2）申請者（受入研究者）は、受入研究機関の事務担当者の協力を得て、候補者（招へいする外国人研究者）が受入研究機関において滞りなく共同研究等の研究活動が遂行できるよう、必要な受入体制を整えること。また候補者（招へいする外国人研究者）の来日（採用期間開始）前に必要な手続き（査証の申請手続きを含む。）及び宿舎の確保その他、日本での生活に必要な事柄について助言を行うこと。
- （3）申請者（受入研究者）は候補者（招へいする外国人研究者）に対し、採用期間中すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等）を行ってはならないことはもちろん、行ったと受け取られないよう特に言動を慎まなければならない。万が一、非違行為があり、受入研究機関が定める処分を受けた場合は、処分の日以後 5 年間は本事業に申請することができません。
- （4）候補者（招へいする外国人研究者）は、採用期間中、受入研究機関の内外を問わず、すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等）を行ってはならない。
- （5）候補者（招へいする外国人研究者）は、採用期間中、原則として継続的に日本に滞在し、受入研究機関において本プログラムに係る研究活動に専念し、他の業務（※）に従事しないこと。ただし、【P】、【PE】については、出産・育児又は傷病に伴い採用期間を中断している場合、【L】、【S】については採用期間を中断している場合はこの限りでない。
- （6）申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）は、研究活動の不正行為（研究成果の捏造、改ざん等）及び研究費の不正使用（研究費の私的使用、目的外使用等）を行わないように、国会及び受入研究機関の定めるルールに従い研究活動を行うこと。
- （7）申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）は、採用期間終了後の国会が指定する期日までに別に定める様式によって報告書を提出すること。

- (8) 候補者（招へいする外国人研究者）が本事業により講演等を行う場合には、本会の招へい事業である旨を明示すること。
- (9) 受入研究機関は、申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）に対し、研究活動の不正行為（研究成果の捏造、改ざん等）及び研究費の不正使用（研究費の私的使用、目的外使用等）が行われることがないように、本会及び当該機関の定めるルール（不正行為・不正使用を行った場合のペナルティを含む。）を告知し、遵守させること。
- (10) 受入研究機関は、候補者（招へいする外国人研究者）の受入れにあたり第一義的な責任を有しており、受入れにあたっては人権侵害行為、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等の防止について積極的に取り組み、また問題が生じた場合はその解決に努め、本会が求める場合には、これらの問題について報告をすること。

（※）「他の業務」には当たらない主なもの

以下の①～④については、例外的に本フェロシップに係る研究の一環とみなす。ただし、いずれの場合も雇用関係が生じることは認められない。また、候補者（招へいする外国人研究者）が申請者（受入研究者）から研究課題遂行上問題ないことについて了承を得ること。

- ①受入研究機関における研究指導等の活動
- ②研究課題と密接に関連のある研究プロジェクトへの参加
- ③研究課題に係るアウトリーチ活動
- ④日本学術振興会が研究員向けに実施するイベントへの参加

【申請に当たって機関の長が承諾すべきこと】

- ・本申請が採用された場合は、当機関は該当する候補者（招へいする外国人研究者）を受け入れること。
- ・本申請が採用された場合は、申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）に対し、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が行われることがないように、日本学術振興会及び当機関の定めるルール（不正行為・不正使用を行った場合のペナルティを含む。）を告知し、遵守させること。
- ・個人情報の取扱いについて募集要項の内容を理解し、同意すること。
- ・申請者（受入研究者）が当機関に対し次の事柄を適切に行っていることを確認すること。
 - (a) 応募中及び受入予定の研究費（e-Rad を使用する研究費及び e-Rad 外の研究費（民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など）を含む）に関する情報の提出
 - (b) 現在のすべての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）に関する情報の提出
 - (c) 寄付金や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき各所属機関に適切に報告していることの誓約